

企業統治の在り方に関する論点の検討(1)

第1 取締役会の監督機能に関する論点

(前注)

現行法の下では、会社法上の公開会社である大会社が採り得る機関設計として、監査役会設置会社と委員会設置会社がある。その大多数を占める監査役会設置会社については、監査役が代表取締役の選定及び解職の権限を有しないことを理由に、その機能に限界があるとの指摘がある。もともと、当部会における議論を踏まえると、監査役に、代表取締役の選定及び解職に関する取締役会決議における議決権行使を認めることは、業務執行（決定）機関から分離された監査専門機関による監査という監査役制度の本質と整合しないと考えられる。

他方で、取締役会による監督機能の充実という観点からは、取締役会決議において議決権を有する社外取締役の機能を活用することが考えられる。当部会における議論を踏まえると、社外取締役の機能は、以下のように整理することができると考えられる。

- ① 経営効率の向上のための助言を行う機能（助言機能）
- ② 経営全般の監督機能
 - (a) 取締役会における重要事項の決定に関して議決権を行使することなどを通じて経営全般を監督する機能
 - (b) 経営全般の評価に基づき、取締役会における経営者の選定・解職の決定に関して議決権を行使することなどを通じて経営者を監督する機能（経営評価機能）
- ③ 利益相反の監督機能
 - (a) 会社と経営者との間の利益相反を監督する機能
 - (b) 会社と経営者以外の利害関係者との間の利益相反を監督する機能

なお、上記②(b)の機能及び上記③(a)の機能が果たされる場面は重複し得るが、上記②(b)の機能は、経営が適正かつ効率的に行われているかという視点からの監督に関するものであるのに対して、上記③(a)の機能は、経営者が会社の利益を犠牲にして自己の利益を図っていないかという視点からの監督に関するものである点で、監督の視点を異にしている。

上記のような社外取締役の機能に関する整理を踏まえ、経営の監督という観点からその機能を活用するために現行法の見直しを検討する際の方向性としては、監査役会設置会社における規律の在り方を見直す方向性と、社外取締役の機能を活用し

やすい新たな機関設計を認める方向性が考えられる。

1 監査役会設置会社における社外取締役の選任の義務付け

監査役会設置会社において社外取締役の選任を義務付けることについて、どのように考えるか。

(注) 仮に社外取締役の選任を義務付けることとする場合、義務付けられる社外取締役の人数及び対象とする会社の範囲について、どのように考えるか。

(補足説明)

1 本文は、監査役会設置会社における規律の在り方を見直す方向性（前注参照）で社外取締役の機能を活用する方策として、監査役会設置会社において社外取締役の選任を義務付けることについて、どのように考えるかを問うものである。

当部会における議論を踏まえると、社外取締役に期待される機能のうち、とりわけ経営評価機能（前注の②(b)）や利益相反の監督機能（前注の③）は、社外取締役の選任を義務付ける根拠となり得ると考えられる。他方で、社外取締役の選任が会社の業績に与える影響など、社外取締役を選任することによる実際上の効果を検討する必要があるとの指摘もあることから、この点についても考慮が必要と思われる。そのほか、社外監査役に加えて社外取締役の選任も義務付けることに伴うデメリット（柔軟な企業統治体制の構築の阻害や人材確保の点での負担）にも配慮しつつ、社外取締役の選任を義務付けることの当否を更に検討する必要がある。

2 (注)は、仮に社外取締役の選任を義務付けることとする場合、義務付けられる社外取締役の人数（一人、過半数等）及び対象とする会社の範囲について、どのように考えるかを問うものである。

(1) 選任が義務付けられる社外取締役の人数

選任が義務付けられる社外取締役の人数について、社外取締役が経営評価機能（前注の②(b)）や利益相反の監督機能（前注の③）を果たすためには、取締役の過半数が社外取締役である必要があるとの指摘もある。しかし、過半数の社外取締役の選任を義務付けることは、現時点における我が国の状況を踏まえて現実的といえるか、検討を要する。

また、少なくとも一人の社外取締役の選任を義務付けるべきであるとの指摘もある。この点については、一人の社外取締役の選任を義務付けることの意義について、経営評価機能（前注の②(b)）や利益相反の監督機能（前注の③）など、社外取締役の選任を義務付ける根拠となり得ると考えられる機能との関係で、検討を要すると思われる。

(2) 社外取締役の選任義務付けの対象とする会社の範囲

社外取締役の選任義務付けの対象とする監査役会設置会社の範囲については、社外取締役の人材確保に伴うコストとの関係から、会社の規模による限定を付すことや、社外取締役による監督の必要性との関係から、株式の譲渡可能性・流動性や株主の人数等による限定を付すことなどについて、検討を要する。

2 監査・監督委員会設置会社制度（仮称）の創設

監査役、指名委員会及び報酬委員会を置かず、社外取締役が構成員の中心となる監査・監督委員会（仮称）が監査等を担う制度（監査・監督委員会設置会社制度（仮称））を創設することについて、どのように考えるか。

（注） 監査・監督委員会設置会社制度を創設することとする場合、以下の事項について、どのように考えるか。

- ① 監査・監督委員会の構成
- ② 監査・監督委員会の経営者からの独立性を確保するための仕組み
- ③ 監査・監督委員会の権限
- ④ 取締役会から業務執行者に対する業務執行の決定の委任の範囲

（補足説明）

- 1 本文は、新たな機関設計を認める方向性（前注参照）で社外取締役の機能を活用するための方策として、監査役、指名委員会及び報酬委員会を置かず、社外取締役が構成員の中心となる監査・監督委員会（仮称）が監査等を担う制度（監査・監督委員会設置会社制度（仮称））を創設することについて、どのように考えるかを問うものである。

監査役会設置会社については、社外監査役に加えて社外取締役も選任することの負担感等から、社外取締役の機能の活用という観点からは、必ずしも利用しやすい機関設計となっておらず、また、委員会設置会社については、指名委員会及び報酬委員会を置くことへの抵抗感等から、広く利用されるには至っていないとの指摘がある。監査・監督委員会設置会社制度は、監査役、指名委員会及び報酬委員会を置かないため、社外取締役の機能を活用しやすい機関設計といえるように思われる。

監査・監督委員会設置会社制度の下では、経営全般の監督機能（前注の②）及び利益相反の監督機能（前注の③）が期待される複数の社外取締役が、取締役会決議における議決権行使等を通じて監督機能を果たすことにより、経営に対する監督の実効性が高まることが期待される。

他方で、監査・監督委員会の委員（監査・監督委員（仮称））は、取締役会の構成員として業務執行の決定に関与することから、経営に対する監督を適切に果た

すことができるかが問題となり得る。もっとも、監査・監督委員が自ら業務執行をせず、業務執行と監督の分離が図られるのであれば、業務執行の決定への関与があっても、経営に対する監督は実効的に果たされるようにも思われる。また、取締役会決議における議決権行使により業務執行の決定に関与すること自体が、経営に対する監督としての側面も有するとも考えられるので、この点も踏まえて検討を要する。この点に関連して、社外取締役がより実効的に監督機能を果たすことができるよう、監査・監督委員会設置会社における取締役会の専決事項の範囲を限定することについても、併せて検討を要すると思われる。

2 (注) は、仮に監査・監督委員会設置会社制度を創設することとする場合の具体的な制度設計について、どのように考えるかを問うものである。具体的な制度設計の検討に当たっては、会社から見た導入のしやすさにも配慮する必要がある。

(1) 監査・監督委員会の構成

(注) の①は、監査・監督委員会の構成について、どのように考えるかを問うものである。

当部会における議論を踏まえると、監査・監督委員の過半数を社外取締役とすることが考えられる。また、業務執行と監督の分離という観点から、監査・監督委員は、委員会設置会社における監査委員会の委員と同様に、業務執行取締役等を兼ねることができないものとするのが考えられる。

監査・監督委員会設置会社における取締役の任期は、監査・監督委員となる取締役も業務執行の決定に関与することや、委員会設置会社の取締役の任期を踏まえ、監査・監督委員となる取締役かそれ以外の取締役かを問わず、一律に1年とすることが考えられる。

(2) 監査・監督委員会の経営者からの独立性を確保するための仕組み

(注) の②は、監査・監督委員会設置会社においては、指名委員会及び報酬委員会が置かれないことから、監査・監督委員会の経営者からの独立性を適切に確保し得る代替的な仕組みについて、どのように考えるかを問うものである。

具体的には、監査・監督委員の人事に関する独立性確保の仕組みが問題となる。この点については、まず、監査・監督委員会が取締役会の内部機関であることなどの観点から、監査・監督委員の選定及び解職を取締役会決議によるものとする方法（取締役会選定型）として、例えば、以下の仕組みを設けることが考えられる。

- 監査・監督委員の選定は、取締役会決議によるものとした上で、出席した社外取締役の過半数の賛成を当該取締役会決議の要件として追加する。
- 監査・監督委員の解職も、取締役会決議によるものとした上で、出席した監査・監督委員の過半数の賛成を当該取締役会決議の要件として追加し、又は監査・監督委員会の同意を要するものとする。

なお、取締役会選定型とする場合、社外取締役の経営者からの独立性を確保する観点から、監査・監督委員会に、社外取締役の選任に関する株主総会での意見陳述権（下記(3)参照）又は社外取締役の選任議案に関する同意権を付与することなどについても、検討の余地がある。

これに対して、監査役制度における監査役の選解任に関する規律を参考に、監査・監督委員の選解任を株主総会の決議事項とする方法（株主総会選出型）として、例えば、以下の仕組みを設けることが考えられる（なお、監査役会設置会社において、監査役と取締役の兼任を認めるべきであるという指摘があるが、このような制度は、株主総会選出型による場合の監査・監督委員会設置会社制度に類似するものと思われる。）。

- 株主総会における取締役の選任決議に際して、監査・監督委員となる取締役と他の取締役とを区別し、両者を別枠で選任するものとする。
- 株主総会における監査・監督委員となる取締役の選任に関し、監査・監督委員会に対して、議案への同意権及び議題・議案の提案権を付与する。

また、監査・監督委員の報酬等に関する独立性確保の仕組みとして、例えば、取締役会における各監査・監督委員の報酬等の決定について、監査・監督委員会の同意を要するものとすることも考えられる。

(3) 監査・監督委員会の権限

（注）の③は、監査・監督委員会の権限について、委員会設置会社の監査委員（会）と同様の権限（業務執行者の職務の執行の監督及び監査報告の作成、取締役の責任の一部免除等への同意等）のほか、どのように考えるかを問うものである。

この点については、まず、社外取締役に期待される経営評価機能（前注の②(b)）にかんがみ、例えば、監査・監督委員会に、取締役の選任等に関する株主総会での意見陳述権を付与することなどについて、検討の余地がある。

また、社外取締役に期待される利益相反の監督機能のうち、会社と経営者との間の利益相反を監督する機能（前注の③(a)）にかんがみ、監査・監督委員会が賛成する場合に、取締役の責任に関する立証責任について特別の規律を設けることなど、監査・監督委員会に一定の権限又は法的効果を付与することも考えられる。具体的には、取締役の利益相反取引について、監査・監督委員会が賛成する場合には、取締役の任務懈怠の推定規定（会社法第423条第3項）を適用除外とすることなどが考えられる。加えて、会社と経営者以外の利害関係者との利益相反の監督機能（前注の③(b)）との関係でも、上記と同様の権限又は法的効果を認めるべきかどうかについては、社外取締役の要件の見直し（下記3参照）や子会社少数株主の保護に関する規律の見直し（**会社法制部会資料** 5 第3参照）に関する議論を踏まえて、更に検討を要すると思われる。

(4) 取締役会から業務執行者に対する業務執行の決定の委任の範囲

(注)の④は、監査・監督委員会設置会社制度の下で、取締役会から業務執行者に対する業務執行の決定の委任が認められる事項の範囲について、どのように考えるかを問うものである。

この点については、業務執行者に対する業務執行の決定の委任を監査役設置会社の場合より広く認め、取締役会における決議事項を特に重要性の高い事項に限定し得るようにすることは、当該事項についての審議をより充実させ、取締役会の監督機能の実効性確保に資するようと思われる。また、監査・監督委員会設置会社制度の下では、複数の社外取締役が選任されることから、取締役会の開催頻度等の面で社外取締役に過度の負担を課すことなく、取締役会における業務執行の決定の機動性を確保するためには、その専決事項を限定する必要性が高いと思われる。そこで、現行法において監査役設置会社の取締役会から取締役に対する委任が認められる事項の範囲や、特別取締役による決議が認められる事項の範囲を参考としつつ、監査・監督委員会設置会社制度の下では複数の社外取締役の選任により取締役会の監督機能の充実が図られることも考慮して、委任が認められる事項の範囲を検討する必要がある。具体的には、特別取締役による決議が認められている重要な財産の処分及び譲受け並びに多額の借財（会社法第362条第4項第1号・第2号）のほか、例えば、支配人等の選解任（同項第3号）、支店等の設置等（同項第4号）、社債を引き受ける者の募集に関する重要な事項（同項第5号）等の決定について、業務執行者への委任を認めることが考えられる。

なお、監査・監督委員会設置会社制度の下では、経営者による業務執行の適正を確保する仕組みとしての指名委員会及び報酬委員会が置かれなことから、取締役会から業務執行の決定の委任を受ける業務執行者は、取締役に限定することも、検討を要する。

また、取締役の過半数が社外取締役である場合には、取締役会の監督機能がより一層充実することを踏まえ、取締役会から業務執行者に対する業務執行の決定の委任を大幅に認めることや、取締役以外の者も、そのような委任を受けられる業務執行者となることのできるものとするについて、検討の余地がある。

3 社外取締役の要件の見直し

社外取締役の選任が必要とされる場面における社外取締役の要件に、親会社等の関係者でないことを追加することについて、どのように考えるか。また、重要な取引先等の関係者でないことや経営者の近親者でないことを追加することについて、どのように考えるか。

(注1) 仮に社外取締役の要件を追加することとする場合、責任限定契約等の規律

が適用される取締役の範囲について、どのように考えるか。

(注2) 社外取締役の要件を、就任前の全期間ではなく、就任前の一定期間（例えば、10年間等）における会社等との関係によるものとする点について、どのように考えるか。

(補足説明)

1 本文は、委員会設置会社における各委員会の委員の構成（会社法第400条第3項）等社外取締役の選任が必要とされる場面との関係で、社外取締役の要件（同法第2条第15号）を見直す点について、どのように考えるかを問うものである。

社外取締役に期待される機能のうち、経営全般の監督機能（前注の②）や会社と経営者との間の利益相反を監督する機能（前注の③(a)）については、社外取締役が会社や経営者と一定の関係を有することは、経営者が当該社外取締役に影響を及ぼし得るという点で、当該機能の実効性を阻害する方向に働くこともあり得る一方、知識、経験、インセンティブ等の面で当該機能の実効性を高める方向に働くこともあり得るように思われる。他方、会社と経営者以外の利害関係者との間の利益相反を監督する機能（前注の③(b)）については、利害関係者が経営者に影響力を及ぼすことができる立場にあることにより、経営者が会社の利益を犠牲にして当該利害関係者の利益を図る類型的・構造的なおそれがあるといえるか、利害関係者の類型に応じた検討を要する。その際、検討対象となる各利害関係者が有する影響力の根拠・原因や、利害関係者の範囲の明確性も考慮する必要があると思われる。

例えば、親会社は、株主総会決議における議決権行使を通じて経営者の選解任を実質的に決定し得るため、それを背景に経営者に対して影響力を及ぼし得る立場にある。そこで、経営者が会社の利益を犠牲にして親会社の利益を図る類型的・構造的なおそれがあるといえるのではないかと、仮にそのようにいえる場合には、親会社の関係者である取締役に、この点についての実効的な監督を期待することはできないように思われるため、検討を要する。また、兄弟会社や支配株主その他会社と一定の資本関係を有する者の関係者について、親会社の関係者と同様に考えられるか、併せて検討を要する。

次に、重要な取引先等や経営者の近親者については、これらの者が経営者に何らかの影響力を及ぼし得る立場にあることにより、経営者が会社の利益を犠牲にしてこれらの者の利益を図る類型的・構造的なおそれがあるといえるか、検討を要する。例えば、重要な取引先等については、取引関係を原因とする経営者への影響力の有無や程度は、会社の事業や取引関係をめぐる具体的状況によるところが大きいことも踏まえ、上記のような類型的・構造的なおそれがある取引先等の

範囲を、法的規律として適切かつ明確に定めることができるか、法的安定性の観点にも配慮しつつ、検討を要する。

2 (注1)は、本文において、仮に社外取締役の選任が必要とされる場面における社外取締役の要件を見直すこととする場合、責任限定契約(会社法第427条)等取締役としての責任の一部免除の場面における特別の規律が適用される取締役の範囲について、どのように考えるかを問うものである。例えば、社外取締役の要件の見直しに伴い、会社と経営者以外の利害関係者との間の利益相反を監督する機能(前注の③(b))との関係で社外取締役の要件を満たさないこととされる取締役の中には、業務執行を行わず、知識、経験、インセンティブ等の面で経営全般の監督機能(前注の②)や会社と経営者との間の利益相反を監督する機能(前注の③(a))を実効的に果たすと考えられる者も含まれ得る。そのような者の人材確保の観点から、仮に社外取締役の選任が必要とされる場面における社外取締役の要件を見直すこととする場合でも、責任限定契約等の規律が適用される取締役の範囲については、従前どおり維持することとすべきか、検討を要する。

3 (注2)は、社外取締役の要件を、社外取締役としての就任前の全期間ではなく、就任前の一定期間(例えば、10年間等)における会社等との関係によるものとする(社外取締役の要件に係る対象期間の限定)により、いったん要件を満たさなくなった者にも、当該期間を経過すれば再び社外取締役となる余地を認めることについて、どのように考えるかを問うものである。

社外取締役の要件に係る対象期間の限定をしていない現行法の規律は、平成13年改正前までは、社外監査役の要件について、5年間という対象期間の限定が付されていたところ、取締役退任後に監査役に就任し、5年以上経過した後に社外監査役に就任する者が多くみられたことから、同改正により当該限定が撤廃されたことを踏まえたものである。社外取締役の要件に係る対象期間の限定の当否については、このような改正の経緯も踏まえつつ、経営者の指揮命令系統にいったん属したことがあっても、その後会社等との関係が一定期間存しないことにより、経営者との関係が希薄化し、社外取締役に期待される機能を実効的に果たすことができるようになるといえるか、検討を要する。また、具体的な対象期間の年数についても、これらの点に加え、(とりわけ社外取締役の要件を追加することとする場合における)社外取締役の人材確保の要請等に配慮しつつ、検討する必要がある。

4 なお、以上を踏まえ、社外取締役の要件を見直すこととする場合には、社外監査役の要件についても、同様の見直しをすべきかどうか問題となり得る。